



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)

心を支え、いのちを守っていく活動に ~ほっとつながる支援プロジェクト

小豆沢・志村フードバンクの会

コロナの流行により、各地で生活困窮者支援としてフードバンクの活動が広がりました。

私達の東京・板橋の地域でも実態調査をしながら活動をしようと呼びかけ、「食糧支援を通して、多くの人とつながりを作れる場としていくことを理念に」と決め、活動を始めました。いの健板橋センターも実行委員会に入っています。

活動も2023年2月で3年目に突入します。リピーターも8割を超え、需要は高まるばかりです。第9回は昨年12月25日に行いました。予約数を180人まで拡大し、192人(子ども25人含む)に食料や日用品、衣類を提供しました。クリスマスの開催ということで、サンタの格好をしたり、プレゼントを用意するなど来た人が笑顔になれる工夫をしました。スタッフやボランティアも、配布する時に声を掛けてかわりを持つようにし、利用者に寄り添う活動としました。

医療にかかることをあきらめた人も

当日のアンケートから見えてきた生活状況は、悪化の一途をたどっています。年金の引き下げや医療費負担増により高齢者の利用が増え、物価高騰やコロナによる失業により働き盛りの30~50歳代の利用が急増するなど、生活困窮の背景には常に社会情勢が影響していることがわかります。急激に収入が減ったことで、多くの国民はいのちと健康の危機にさらされています。20歳未満の子どもを抱える家庭の利用も多く、コロナ禍によりネット環境の強制など負担は増えるが補助はないなど、学用品や学費が生活を圧迫し苦しんでいることがわかりました。また、利用者の多くは支払いに困っていることがあり、医療にかかるのを諦めたと答えています。

アンケート実施をしてきて、少数ですが利用者から感謝の声をいただくようになりました。

40代の女性から「いつも優しい笑顔と暖かく元気な声かけをありがとうございます。毎回入り口でいただくお菓子のプレゼント等の細かい心配りに、



クリスマス当日に開催

参加させていただくたびに辛い心が救われています。帰り道はいつも心が軽くなっていることに気付きます。スタッフ様も大変な日々の中、支援をしてくださり感謝しています」、30代女性からは「フードバンクの予約ができると、それまで頑張って生きようと思えます」というメッセージをいただきました。

苦しい状況に手を差し伸べる制度はなく、生きる気力を奪われる国民が多くいること、フードバンク=食料配布ではなく、利用者の心も支える活動になっていること、命を守っていく活動につながっていることを実感しました。

世の中の仕組みはすぐに変えることは難しいですが、困っている人に手を差し伸べることはだれでもすぐできます。これからも地域と共に支えあいながら、国民の生活が格差や貧困のないものになるよう活動を続けていきたいと思えます。

(小豆沢・志村フードバンクの会 小田裕子)

〈今月号の記事〉

各地・各団体のとりくみ 岩手/岡山/愛知/建設アスベスト・ミナマタ/労働総研/労働法制中央連絡会	2~4面
「国防有識者会議報告書」/私の一冊	5面
事業主に労災支給処分取消を認めた東京高裁判決/メリット制適用事業主の不服申し立てに関する見解	6~8面

各地・各団体のとりくみ

岩手

労安の意識を向上させ、働くもののいのちと健康を守ろう 第9回総会

いの健岩手県センターは11月19日、総会と「過労死をなくすつどい」を盛岡市内で開催しました。はじめに2022年「過労死をなくすつどい」を行いました。過労死弁護団の松丸正弁護士が「過労死問題の現在・過去・未来～なぜ生じるのか、どうしたらなくせるのか～」と題してオンライン講演し、30人（WEB参加8人）が参加して学びました。

その後、第9回いの健岩手県センター総会を同会場で開催し17人（WEB参加1人を含む）が参加。活動方針では、①各職場でコロナ禍での働く環境の改善をめざし、労働安全衛生活動を強化すること、②学習会や会議において、職場の労働実態の情報交流を行うこと、③過労死をなくすつどいを独自開催して過労死防止の啓発に努めること、④増加する高齢者などの労災をなくすために啓発する取り組みを行うこと、⑤職場のハラスメントをなくす取り組みをすすめること、⑥東北セミナー開催に向けて実行委員会に参加すること、⑦「労災補償、裁判署名を支援すること」が強調されました。

討論では、県国公共職から「国家公務職場には安全衛生委員会がなく労働安全衛生の意識が薄い。安全衛生基礎講座や今日の「つどい」等You Tubeで追体験したいので検討してほしい」と述べました。ローカルユニオンは「労働相談でハラスメントの事案が多く寄せられている。中小企業はハラスメント教育がされてない」と報告。医労連からは「長時間労働、ハラスメント問題がある。労働安全衛生・36協定学習会を開催して労使で討論できるようにしたい」と報告がありました。いわて生協労組は「長時間労働・パワハラが無くならない。する人は叱咤激励のつもり。労組としてモグラたたきではいけない。ハラスメント学習会を開催する」と述べました。活動方針案などを全会一致で採択し、新たな役員体制も確立しました。



(岩手県センター 角掛洋一)

岡山

「いの健」活動は、労働運動の土台 センター総会・県労講座

12月17日、働くもののいのちと健康を守る岡山県センター総会がオンライン併用で開催。20人が参加しました。代表委員の清水善朗弁護士が「長期に渡るコロナ禍で、これまでの長時間、過重労働や安全防止対策の不十分さに加えて労災等が起きています。いのちと健康を守る運動を今こそ大きくすすめましょう」と挨拶（写真）。藤田弘起事務局長が運動方針・役員体制等を提案し承認されました。

総会前に開かれた県労健康講座では、いの健京都センター事務局長岩橋祐治さんが「コロナ感染症と労働安全衛生活動の基本」と題して講演。コロナ禍で明らかになったこととして、①保健・医療・介護体制の脆弱さ②公務員が少ないこと③学生、シングルマザー、非正規雇用労働者やフリーターの生活危機④貧困・格差が拡大⑤ケアワーカーやエッセンシャルワーカーの重要な役割と劣悪な労働条件⑥労基法の休業手当≒43%⑦公務の時間外の上限規制がない⑧コロナが労働組合を直撃し活動を弱体化させた」と指摘しました。

また、岸田内閣は“コロナが終息したかのように”

「企業利益最優先の経済・社会の仕組みの変更、規制緩和を再起動しようとし、①消費税減税の拒否・インボイスの導入②労働法制のさらなる改悪③社会保障制度の改悪④「医療費適正化計画」の継続、公立公的病院統廃合の推進等⑤介護保険の史上最悪の負担増と給付減⑥年金改悪の上に、⑦憲法9条に反する大軍拡、大增税、⑧原発運転延長など、憲法と平和、国民生活の危機が進行し、働くもののいのちと健康の危険が強まっていると指摘しました。



岩橋氏は、「働くもののいのちと健康を守る活動は労働運動の土台で“要”となるべき課題である。労働者にとって、資本家に売ることができる唯一の商品である“働く力”を資本家に安売りしてはならないし、傷つけさせてもならない」として、“いの健・ローアン”“労働者・労働組合八訓”を提起していると話しました。

その後、医療・教育・自治体・行政分野からの取り組みを交流しました。（岡山センター 藤田弘起）

各地・各団体のとりくみ

愛知

日本を代表する企業の事例を通して 過労死防止啓発授業

学校現場でも意外と知られていない厚生労働省ならびに文部科学省お墨付きの「過労死防止啓発授業」をこの4年間行ってきました。実施した学校は私が勤務していた小規模の昼間定時制の高校で、私がその学校で定年後も非常勤講師をしていることから、ある程度の裁量が大きく職場であり、啓発授業を4年間継続できたのではと思います。対象はこれまで3年生の全学年を1カ所に集めて行いました。

高校生に限らず、若者の多くが「自己責任論」に流され、社会現象への関心は薄く、情報源の多くが新聞やテレビでもなく、SNSでの怪しげな情報に頼っていることが一般的です。あおられればそれになびく、危うい側面を多々感じてきました。その彼らの問題意識に迫るために、無謀にも「啓発授業」の実践を試みました (写真)。

昨年度までの3年間は、ある電力会社の新入社員が入社後半年で自死した事例で、現在係争中の事案の遺族(母親)に思いを語っていただき、もう一方は労働弁護団で重要な役割を果たしてきた女性の弁護士に話をさせていただきました。全体として受け止めはよく、生徒の中には、少しショックを受けた子



もいたほどでした。

今回はこれまでの3年間で踏まえて、もう少し踏み込むために日本を代表する企業(あえて名前は伏せます)で、上司による人格を無視した「いじめパワハラ」で、自死に追い込まれた〇氏の夫人と担当弁護士を招いて行いました。「いじめ、パワハラ」は近年、大変話題になりますが、大企業の労使関係において、働くものが安心して生きていくために必要なことを考えさせるいい事例です。こうした授業実践は、行政側も支援しており、現場で子どもたちと格闘する教師たちの中にこうした実践が広がることを期待しています。過労死の認定がこんなにも大変だと少なからぬ生徒は気がついたようです。

(愛知センター 櫻井義行)

共同集会

被害者の分断・差別は許さない 建設アスベスト・ノーモアみなまた共同集会

昨年12月22日、建設アスベスト東京2陣訴訟とノーモア・ミナマタ東京2次訴訟の共同集会が東京地裁前で行われました。この日は2つの公判が同日・同時刻に行われました (写真)。

はじめに、首都圏建設アスベスト本部の清水謙一事務局長が、「2つのたたかいは国と企業が、被害者・国民に対して誠実に責任を果たそうとしないところが共通している。そして、長くたたかいアスベストでは最高裁判決を得て給付金制度、水俣病では特措法等をつくらせても、職種や地域、対象期間を制限し、被害者に分断を持ち込んでくる所も一緒。広く深く協力していこう」と集会の趣旨を報告しました。

続いて、首都圏建設アスベストの松本久人氏があいさつ。「人間が企業によっていのちと健康を奪われたことは許されない。大きな運動が勝利への道」といっそうの取り組みの強化を呼びかけました。また、ミナマタ支援連・サポーターの大島文雄代表委

員は「大阪・近畿訴訟が昨日結審し、6月に判決が出される。私たち東京も力を結集して取り組んでいきたい」とあいさつしました。



続いて全建総連の田久悟労働対策部長、各弁護団・原告から決意表明が行われました。建設アスベスト弁護団の井上聡弁護士は「約30年前に、水俣、じん肺、国鉄民営化問題について“根っこは1つ”と共同してキャラバンや集会を行った。力を一つに取り組みを進めよう」と訴えました。ミナマタ東京弁護団の遠藤健一弁護士は、裁判のこれまでの経過を報告し、現在の訴訟は「水俣病において感覚障害がごくまれ」と、「水俣病かどうかを争うものになっている」と報告。普通の魚を食べていただけの人、普通にまじめに働いていただけの人を深刻な病気にさせた不条理を許してはいけない」と、共同した取り組みの強化を訴えました。

(編集部)

各地・各団体のとりくみ

**労働
総研**

**労働時間短縮、賃上げ、ジェンダー平等を
一体に 労働時間 公開研究会**

労働運動総合研究所の部会研究会労働時間健康問題共同研究会は、金属労働研究所との共催、(公財)社会医学研究センターの協賛で、昨年12月2日に公開研究会を全労連会議室・オンライン併用で開きました。今回は一作年の公開研究会(労働総研HPニュースに報告掲載)のテーマをこの1年間の研究会活動をふまえて深めた内容です。

第1部は「日本の長時間労働の課題と労働時間短縮」で、報告は「日本の労働時間の動向と労働時間短縮の意義」(鷲谷徹:中央大学名誉教授)、「働き方の変化、政府・財界の雇用・賃金・労働時間政策と対抗軸」(藤田実:桜美林大学教授、労働総研理事)、「いのちと健康を守る労働安全衛生と国際労働基準の活用」(佐々木昭三:労働総研理事、社医研センター理事)。

2部は「労働時間短縮と運動の課題」で「日本の労働時間短縮闘争と労働組合の課題」(生熊茂実:金属労研運営委員代表)、特別報告「国民春闘の労働時間短縮のとりくみ~所定労働時間短縮とジェン

ダー平等」(清岡弘一:全労連副議長)です。

参加者は研究者、労働組合役員活動家で活発な質疑応答・意見が交流されました。

1部で鷲谷氏は日本の労働時間・生活時間の現状、労働時間短縮の7つの意義と現状評価、労働時間問題の「常識」を問う、ディーセントワークへの道を、藤田氏は日本の雇用システムの変容、「新しい資本主義」での労働市場改革と雇用システムの造り替え、私たちの対抗軸、佐々木氏は1日所定労働時間をめざす意義、ILO労働安全衛生条約の中核条約の意味、労働組合の役割と労働安全衛生活動を柱に報告しました。

2部で生熊氏はこの1年でのJMITUの労働時間短縮をめざすとりくみの状況と前進面・課題、秋闘から23春闘での労働時間短縮の課題、清岡氏は全労連31回定期大会方針と23国民春闘方針の労働時間短縮、所定労働時間短縮闘争の意義、ジェンダー平等実現の観点で「『賃上げ・底上げ』『所定労働時間短縮』『ジェンダー平等実現』を一体のたたかいとして取り組む23国民春闘を」とまとめました。報告全文は労働総研ニュース・HPに掲載されます。(社医研 佐々木昭三)

**労働法
制中連**

「生活保護は国民の権利」

第6回スキルアップセミナー

12月15日、労働法制中央連絡会は、コロナ禍で増えた生活困窮の相談への対応を学ぶため、第6回スキルアップ講座「生活相談にどう対応するか」をZoomで開催。79人が参加しました。

講師の田川英信さん(生活保護問題対策全国会議・事務局次長)は、コロナ禍で「相談先が分からず自己責任で頑張る人が多い」「水際作戦等の違法・不適切な運用」「外国籍の人の困窮が深刻」という問題が顕在化したと報告。生活保護の概要と利用要件を説明し、使える制度・施策・団体などを紹介しながら、相談につながる後押しをと呼びかけました。

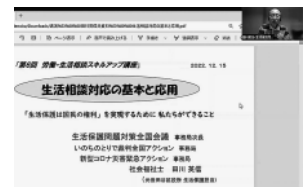
特別報告1では、澤田幸子さん(神奈川労連労働相談センター相談員)が、女性の相談に対応する際の工夫を報告。「女性が相談しやすい場を」と2021年3月から始まった「女性による女性のための相談会」(東京)には通算4回430人が訪れました。「女性による女性のための相談会@かながわ」を立ち上げた澤田さんらは、ボランティアとともに、人権尊重、ジェンダー平等、SOGI、マジョリティの特権などを学ぶ研修を実施。カフェやマルシェ、マッサ

ージ、ヨガ等で温かい相談会作りを心掛けたそうです。

特別報告2で原田仁希委員長(首都圏青年ユニオン)は、会社やハローワークと交渉し、休業支援金や育児休業給付金を勝ち取ったケースを紹介。個人でハローワークに申請すると自己都合退職扱いとされ、失業手当の給付水準が下がることも多くあります。同ユニオンでは、同行支援で会社都合退職を認めさせ、短時間労働者への雇用保険適用も認めさせてきました。原田さんは社会保障全体をパッケージ化した運動が今必要と提起しました。

最後に黒岩哲彦弁護士(北千住法律事務所)は世間のバッシングで生活保護への忌避感が広まったが、政府・行政に「生活保護は国民の権利」を認め広報させる方向へ転換を促したのは運動と国会論戦だと紹介。足立生活と健康を守る会では、区に「生活に困っている方はためらわずにご相談ください」ポスターを掲示させ、扶養照会拒否書の書式も運動によって広まったと言います。録画をYoutubeで公開中です。

(全労連 霜田菜津実)



日本の針路大転換 軍事大国への道

—「敵基地攻撃能力」の有識者会議報告書—

岸田首相は軍事大国に突き進む「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告書」を一方的に1月22日に発表しました。有識者会議は首相の諮問機関です。その報告書は「敵基地攻撃能力」の保有と、軍事費を2倍の5～6兆円、そして、財源は「国民全体で負担」としています。

しかも、よく見ると「企業の努力に水をさすことのないよう議論を深めるべきだ」としています。これは、大企業抜きの「国民全体で負担する」ことを示し、大軍拡のために消費増税を含めた大増税をするということを示唆しています。この方向は軍事対軍事の悪循環をつくり、日本を危険にさらすだけでなく、国民の暮らしを押しつぶすことになります。

アメリカの軍事的覇権に組み込む

こうした「防衛政策」転換の起点は、昨年1月の日米安全保障協議委員会＝「2プラス2」で交わされた共同発表です。共同発表文では、「米軍と国力

のあらゆる手段、領域、あらゆる事態を横断して、いまだかつてなく統合された形で対応するため、戦略を完全に整合させた」と確認し、アメリカの軍事的覇権に日本を組み込む方向を明記しました。

新聞社幹部3人が加わった諮問機関

平和憲法を踏みにじる「有識者会議」に新聞幹部の3人も加わっているのは大問題です。3人とは、喜多恒雄（日本経済新聞社顧問）、船橋洋一（元朝日新聞社主筆）、山口孝一（読売新聞グループ本社社長）の3氏。戦争の道へ進む「有識者会議」に参加して、文書に加わることは許されません。

新聞労連は、この敵基地攻撃能力に反対する声明を12月9日に発表しています。

(社医研 村上剛志)



「新聞労連」声明

私の一冊 ②5

いの健全国センター理事 阿部 眞雄 『ドンキホーテ』

「読書する」、という行為は、異なる世界に出会い、ワクワクドキドキ感、それが楽しく、さまざま本を読み漁っています。そして、作者がどのように生きてきたかを探索します。

作者セルバンテスは、欧州カソリック教会盟主としてスペインが栄光を勝ち取り、そしてスペイン無敵艦隊がイギリスに敗れ栄光に翳りが出るという時代背景の中で生きていきました。作者自身も、戦いで左腕の自由を失いましたが、スペインの勝利という酔いに浸り、波乱の人生を経ながらも、スペイン海軍に尽くし、ドンキホーテを書き上げました。

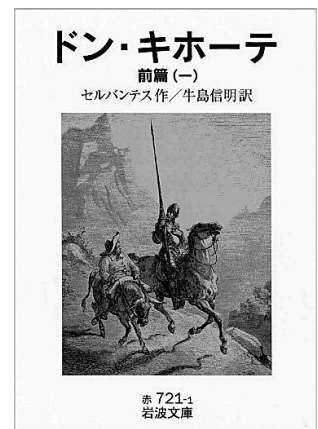
主人公のドンキホーテは、下級貴族です。過去にスペイン失地回復運動で活躍した騎士たちは貴族として取り立てられ、戦時の騎士となりました。しかし、騎士道精神は時代のずれから、活躍する場がなく、騎士道の誉を望む主人公は狂気の旅に出るという物語です。

前編と後編に分かれ、前編は、お馴染みの風車を巨人に見たて戦いを挑むという話が出てきます。風車というと、オランダを思い浮かべます。当時のスペイン王は、オランダ国王でもあり、オランダの半分は敵対しているプロテスタントだったため、統治には苦労した上に経済戦争でオランダに負けたという背景が、風車との対決に敗れるという話に重ねているのかもしれませんが。

ドンキホーテは、世界最初の滑稽本としてベストセラーになりました。騎士道精神に憧れながら時代にそぐわなくなってしまったその当時のスペインを自虐的に表現したのでしょう。擬人化しユーモアで表現することは、過重なストレスの中で、自分を見失わないための方策と重なるかもしれません。

物語の前編は、風車を巨人、宿屋を壮大な城、宿屋主人を貴族と捉え、狂気の世界で騎士道精神を発揮していました。後編は、前編が出版されたという舞台背景の中で、城は城として描かれ、現実的に騎士道精神の発露を目指しており、物語最後では、全てを悟り、自分の財産を知己に対して遺産として残していきます。

前編で大笑い、後編で苦笑い、最後に涙をよぶという流れを楽しむためには、訳本の中で岩波文庫のドンキホーテ（牛島信明訳）がお勧めです。訳者の後書きはさらに物語の世界観を深めてくれます。



牛島信明訳 岩波文庫

事業主に過労死等の業務災害支給処分取消の原告適格を認めた東京高裁判決

—被災者・遺族の救済と過労死等防止にとっての重大な壁となる判決を許してはならない—

弁護士 松丸 正

1 事業主の労災保険料のメリット制

事業主が負担する労災保険料は、労働保険徴収法12条3項により、個々の事業主の災害率に応じて一定の範囲内で引き上げ又は引き下げがされ、メリット制と言われています。即ち、過労死等も含めて労災事故が生じると、その事業主の労災保険料は引き上げられることとなります。

2 労働保険料認定処分により保険料が引き上げられた事業主による労災支給処分の取消の原告適格を認めた東京高裁判決

あんしん財団に勤務する労働者が精神障害を発病したことについて、労基署長が業務上と判断し、休業補償等の支給処分（以下、業務災害支給処分）が下されました。対してあんしん財団はこの業務災害支給処分は誤りで、メリット制により引き上げられた労働保険料の認定処分（以下、労働保険料認定処分）の経済的不利益について、労働保険料認定処分をした国（労基署長）を被告に、業務災害支給処分の取り消しを求めました。その判決が昨年11月29日に下され、審判決を取り消し、事業主に業務災害支給処分取消訴訟についての原告適格を認めました。

判決は、業務上と認められていた休業補償等の支給処分を事業主が取消を求めることができる理由について、「被災者に下された業務災害処分に誤りがあり、取り消されれば、事業主は引き上げられた労働保険料の納付義務は免れるのだから、法律上の利益があり、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格はある」としたのです。その上で、「原告適格はない」とした東京地裁の原判決を取消し、被災者に対する労基署長の業務災害支給処分の違法性の有無を判断させるために東京地裁に差し戻すとしたのです。

これに対して、国と補助参加をしている被災者は最高裁に上告受理申立てをしています。

3 事業主は労働保険料決定処分では争えないとした理由

事業主がメリット制で引き上げられた労働保険料認定処分に不服があるならその処分を争えばよく、業務災害支給処分では争う必要はないのではとの疑問は誰も思うところであり、1審判決も労働保険料

認定処分では争うべきとしていました。しかし、高裁判決は、先になされた業務災害支給処分を前提にその後労働保険料認定処分は行われているのだから、労働保険料認定処分取消訴訟では業務災害支給処分の違法性を争うことはできず、業務災害支給処分取消訴訟しかないとしています。

しかし、メリット制を定めた労働保険徴収法12条3項に、労災保険給付を有効に確定している労災保険給付の全てではなく、支給要件に該当して適法に支給された給付と解釈すれば事業主は労働保険料認定処分取消訴訟で争うことができます。

さらに、高裁判決においても「業務災害支給処分はその法律効果の早期安定が特に強く要請される（労働者の保護の要請）にもかかわらず、仮にその違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決が確定すると、早期安定の要請を著しく害する結果となるものといえる」としています。そうであれば、そのような結果にならないよう事業主には労働保険料認定処分取消訴訟についてのみ原告適格を認め、その訴訟で業務災害支給決定処分が違法とされても既になされた支給決定には影響を及ぼさないとするのが相当です。

4 事業主に業務災害支給処分取消の原告適格が認められた場合の重大な問題

(1) 労災補償による生活の安定がぐつつがえる

この高裁判決がそのまま認められれば、過労死等の被災者・遺族が業務上認定を得たあと、事業主はメリット制による不利益が生じるとして業務災害支給処分取消訴訟が提起できることとなります。事業主が提訴した訴訟で支給処分が取り消されれば、被災者・遺族への支給処分は遡って取り消され、すでに支給されている休業補償や遺族補償等も国に返還を求められることになってしまいます。

また、業務上と認められた場合は、使用者に労基法19条の解雇制限がありますが、業務上でないとして解雇に及ぶことも考えられます。

(2) 被災者・遺族救済と過労死など防止を阻害する3つの「萎縮」が生じる

1つ目は、労基署長による過労死等の業務上認定についての「萎縮」です。労基署長が下した「業務上」とする判断について、事業主が取消を求めることができることになれば、署長としては、事業主側

の業務外とする供述に今まで以上に配慮することになるでしょう。

2つ目は、被害者・遺族が行政機関が業務上と認められたことを示しておこなう企業賠償責任訴訟についてです。事業主による取消訴訟が認められれば、支給処分の取消を危惧して、事業主の責任追及に「萎縮」が生じる恐れがあります。

3つ目は、企業が過労死を出したことに対する謝罪や過労死防止措置の「萎縮」です。事業主が取消を争うことが認められれば、支給処分がされても過労死等とは認めないと聞き直り、なすべき過労死防止対策に「萎縮」が生じかねません。

5 厚生労働省の報告書

なお厚生労働省は、事業主の保険料引き上げについては、事業主に支給処分の取消訴訟を提訴する資格は認めず、保険料引き上げの取消訴訟のみを認めるとの報告書を2022年12月にまとめています。その訴訟で業務上とされた支給処分が取り消されても、保険料引き上げは取消されるものの、業務上としてなされた支給処分には影響がないとしています。

しかし、使用者が労基署長の下した過労死等の支給処分を争うことができれば、既述した3つの「萎縮」が少なからず生じることは否めません。

6 メリット制の見直しを

この問題の根本的な解決のためには、メリット制の見直しの検討が求められます。メリット制がなければ業務上として支給処分が下されても保険料の引き上げは生じず、支給処分を争う法律上の利益は生じません。メリット制は個々の事業主の過労死等を



全国センター総会で発言する松丸弁護士

含めた労災事故発生の予防を目的に定められたものですがその効果は疑問であり、かえって労災保険料の引き上げを免れるための労災隠しの問題が生じています。

労災保険徴収法12条3項に基づき、同法施行規則附則7条で「東北地方太平洋沖地震」と「新型コロナウイルス感染症」についてはメリット制から除外しており、過労死等についてもこの付則に加えることの可否についての検討も必要でしょう。

7 過労死救済と防止を阻害する東京高裁判決を認めさせない運動を

東京高裁判決は今後、最高裁で審理されることとなります。この判決が、被災者・遺族の救済を著しく阻害、かつ遅延させ、事業主の過労死等についての賠償責任や過労死防止措置を後退させることになることを、最高裁のみならず、社会的に広く訴えていく運動の構築が早期に求められています。

いの健全国センター

2022年12月7日

メリット制適用事業主の不服申立の取り扱いに関する検討に対する見解

厚生労働省は、メリット制適用事業主の不服申立の取り扱いに関する検討会を開催し、検討を進めている。

労災保険は、事業の種類(54業種)ごとに労災保険率(2.5/1000~88/1000)が定められ、原則として労働者の賃金総額に労災保険率を乗じて労災保険料が決定している。この労災保険率を個別の事業場の災害の多寡に応じて、労災保険率を増減することで、事業主の保険料の負担の公平性の確保や災害防止の努力の促進を図るためにできた制度が「労災保険のメリット制」である。

メリット制は、ある一定の規模(労働者数が100人以上または、20人以上である一定の条件

以上の要件を満たす)の事業場を対象とし、連続する3保険年度における労災保険の収支率(3年間の労災保険給付額/3年間の労災保険料額×100)に応じて最大±40%(木材伐出業は±35%、一括有期事業は±30%)の範囲で労災保険率を増減する制度となっている。なお、建設工事現場や木材伐出業などの有期事業において一括有期事業(複数の工事現場等を一括している場合)や単独有期事業ではその要件が異なるほか、特例メリット制(特別の安全衛生措置を講じた事業において、特例適用の申告があるときにメリット料率(労災保険率)の増減幅を±45%とする)という制度もある。

メリット制適用事業主は、①保険料増額の前提となった「労災保険給付支給決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者になることはできないこと、②「労働保険料認定決定」については、その適否を審査請求等で争うことが可能であるが「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定する主張はできないこととされている。

その根拠は、①に関しては、被災労働者又は遺族と利害が相反する事業主が「労働保険料認定決定」の手続きに参加した場合、被災労働者等の法的地位が不安定になり、過大な負担を新たに生じさせること、②に関しては、被災労働者等への保険給付（既支給分を含む）の根拠が否定された場合、被災労働者等の権利（有効な療養とそれに必要な生活保障等）を脅かしかねないことがそれぞれ指摘されている。

厚生労働省は「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」を10月26日に開催した。本検討会は、有識者によって構成されているが、厚労省事務局が示した「考え方」では、メリット制適用事業主の不服申立に関する従来の実務の一部を変更し、次のとおりとすることが提起されている。

①「労災保険給付支給決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者になることはできないこと。

②「労働保険料認定決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者となることは可能であり、その際、手続保障を図る観点から、契機となった「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定する主張も認められること。

③ ②において、メリット制適用事業主が主張するとおり、「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定された場合であっても、「労災保険給付支給決定」の効力には影響せず、取り消されることもないこと。

事務局の「考え方」によると前記変更はメリット制適用事業主に保険料増額を求める際の手続保障と被災労働者等の法的地位の安定性確保という

各要請について、両者の調和を図る趣旨であるとする。

しかし、前記変更によって、業務上外にする異なる結論がそれぞれ有効に確定する可能性があり、そのことが事業主の姿勢や労使の関係性などにどのような変化を生じさせるのか、十分な分析を行うことが必要である。

例えば、メリット制適用事業主が保険料増額の決定に際して、業務外を主張することが一般化するなら、労災認定にあたって事業主の非協力の姿勢が広がるおそれがある（労災保険法施行規則23条の助力義務の不履行）。また、労働者が事業主と争うことを避けたい心理から、労災請求自体を躊躇させてしまうことにもなりかねない。

労災保険制度は、労働者が業務中に被災した場合に対する補償を行うために設けられている制度であり、業種による災害発生の危険度の違いから業種ごとに保険料率が設定されている。メリット制は、保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて一定の範囲内（最大±45%）で労災保険率又は労災保険料額を増減させる制度（12条及び12条の2）だが、有効性を疑問視する意見が投げかけられている。そればかりか、安全衛生行政の第一線から違法な「労災隠し」を促進させているという指摘が少なくない。

労災保険給付は、利益相反することから事業主が当事者となることは絶対に認められない。加えて、保険料認定決定における適否を審査請求等で争えたとしても、給付決定に対する要件該当性を否定することはあり得ない。

こうした現状をふまえるならば、メリット制そのものを廃止し、保険料の個別決定による行政手続きの煩雑さを解消するなど、現場実務を削減すべきである。決して新たな業務を増加させるべきではない。

小手先の見直しではなく、労災保険料のメリット制そのものを見直し、直ちに廃止するよう求める。

季 働くものの 刊 いのちと健康	秋号 2022—11 No.93
---------------------	------------------------

特集1 コロナ禍の3年間を振り返る
—何が起きて、何をめざすか—
コロナ禍の3年間を振り返る—労働の現状と私たちの役割—
全国労働組合総連合 雇用労働法制局長 伊藤圭一
コロナ禍の経験から改めて看護を考える
日本医療労働組合連合会 中央執行委員 松田加寿美

コロナ禍の3年間を振り返り、社会福祉の公的役割をあらためて考える
全国福祉保育労働組合 中央本部 書記次長 山田敦子
子どもたちにゆたかな子ども期を 教職員に人間らしい働き方を
～コロナ禍は子どもと教職員に何をもたらしたか～
全日本教職員組合 中央執行委員 糺谷陽子
コロナ禍の3年間があらわにしたジェンダー問題と
今後の取り組み方向 全国労働組合総連合 女性部 寺園通江
自治体に働く職員のいのちと健康を守るための政策提言(案)
～自治体職場から「過労死と健康被害」を根絶するために～
日本自治体労働組合総連合 中央執行委員 佐賀達也
コロナ禍の外国人実習生 外国人実習生SNS相談室 樽松佐一